

平成31年4月

お客様各位

秋田県信用組合

改元に関する対応について

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、5月1日（水）の新天皇御即位に伴い「令和」への改元が行われます。

お客さまにご不便をおかけすることがないように準備をすすめておりますが、一部やむをえずお客さまにお手数をおかけする場合がございますので、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

○改元に伴う対応について

1 「平成」表記の手形・小切手について

5月以降も、振出日、支払日に関わらず「平成」表記の手形・小切手はご使用いただけます。その際は、以下のとおりご記入下さい。

※新元号表記への修正や訂正印がない場合でも、これを新元号に読み替えて取り扱いますので、不渡となることはありません。

<例：2019年5月7日の日付を記入する場合>

令和

令和

~~平成~~元年5月7日または~~平成~~1年5月7日

2 「平成」が記載されている帳票・書類等について

5月以降も「平成」表記の帳票・書類等は引き続きご使用いただけます。

その際は、以下のとおりご記入下さい。なお、書類によっては取扱印（場合により実印）による訂正をお願いする事もありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

<例：2019年5月7日の日付を記入する場合>

令和

令和

~~平成~~元年5月7日または~~平成~~1年5月7日

3 「平成」表記の運転免許証等の官公署発行の証明書等について

運転免許証等の官公署発行の証明書等は、「平成」表記の場合も有効な証明書として受付致します。

以上